

2021 年度 学内相互評価
歯学部 評価報告書

全学自己評価委員会

1 使命・目的

項目：使命・目的

評価の視点	評価のポイント
1-1 歯学教育(学士課程)が担う基本的使命及び当該歯学教育(学士課程)を設置する大学の理念・目的を踏まえ、養成すべき人材像を明らかにした歯学教育(学士課程)の目的を設定していること。	・歯学教育(学士課程)の目的の明確性と適切性 ・目的における個性化と多様性の視点 ・設置する大学の理念・目的との連関性
1-2 歯学教育(学士課程)の目的を教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般に公表していること。	・目的の周知・公表方法 ・周知活動の効果の把握

<概評>

大学の目的は学則において、「誠の人間を育成」することであり、歯学部における人材養成及び教育研究上の目的は「豊かな教養と人間性を涵養し、全人的医療を実践し、歯科医学、歯科医療、並びに口腔保健の進歩発展に寄与することのできる人材を養成する」と定めている。このような教育目標を達成するために、ディプロマポリシー（学位授与方針）、カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施方針）及びアドミッションポリシー（入学者受け入れ方針）を作成している。いずれのポリシーにも、「プロフェッショナリズム」「コミュニケーション能力」「チーム医療の実践能力」等を設定し、教養・人間性の涵養をはかること、「チーム医療の実践能力」「包括的歯科医療の実践能力」「高水準の診療能力」等で、全人的医療の実践や、歯科医学・医療・口腔保健の進歩・発展への寄与などが適切に明記されている。

これらの理念・目的は「岩手医科大学入学試験要項」「岩手医科大学 CAMPUS GUIDE」及びホームページ等への掲載を通じて、教職員・学生・受験生を含む社会一般への周知を図っている。

<提言>

(1) 長所

- ・ハーバード大学と締結し、同大学の教育システムの概念と形式を導入し、より専門的な教育システムの構築を目指しており、大学ホームページ等で「歯学部改革プロジェクト」として周知している。

(2) 特色

- ・目的の達成のために、Society systemを採用し、学生と教員および学生同士の意思疎通を円滑にし、学習への取り組みや卒業後の進路など、学生生活の様々な問題の解決を図る取り組みを実施している。

(3) 検討課題

- ・卒業時コンピテンシー及びコンピテンスマトリクスに関して、ホームページ等に掲載して広く周知することが望ましい。
- ・卒業時コンピテンシー及びコンピテンスマトリクスについて、ディプロマポリシー同様に認知度、活用度に対するアンケートを実施することが望ましい。

(4) 是正勧告

・

項目：目的の検証

評価の視点	評価のポイント
I-3 歯学教育（学士課程）の目的の適切性について定期的に検証を行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・目的の適切性の検証 ・検証の結果に基づく具体的な改善事例

<概評>

各ポリシーについて、毎年度見直しを行い、項目の再構築及び文言の修正を実施している。時代の要請に従い、情報リテラシー・ICTスキルの項目を適切に加えている。また、学内にとどまらずステークホルダーである歯科医療施設へのアンケートを実施し、ポリシー、コンピテンス、コンピテンシーの適正性について検討を行っている。これらは非常に有効な取り組みであると評価できる。

<提言>

(1) 長所

- ・学内にとどまらずステークホルダーである歯科医療施設へのアンケートを実施し、ポリシー、コンピテンス、コンピテンシーの適正性について検討を行っている。

(2) 特色

・

(3) 検討課題

- ・カリキュラム改善のための学生参加WSなどを踏まえて、学生の意見がどのように（特にカリキュラム）ポリシーやコンピテンス、コンピテンシーの見直しに反映されているのかを示されることが望ましい。

(4) 是正勧告

・

2 教育の内容・方法・成果

項目：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針

評価の視点	評価のポイント
2-1 歯学教育（学士課程）の目的に基づき、修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果を明示した学位授与方針を策定していること。また、これを踏まえて教育課程の編成・実施方針を策定していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学位授与方針の策定 ・学位授与方針における修得すべき知識・技能・態度など（臨床能力を含む）期待する学習成果の明示 ・教育課程の編成・実施方針の策定 ・歯学教育（学士課程）の目的と学位授与方針の整合性 ・学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の整合性
2-2 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般に公表していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の周知・公表方法 ・周知活動の効果の把握

<概評>

医療職として必要な知識・技能・態度を修得し、チーム医療や地域社会において活躍できる人材として身につけるべき能力をディプロマポリシーに定め、その具体的な能力としてコンピテンス・コンピテンシーを定めている。ディプロマポリシーに基づくカリキュラムポリシーが定められている。いずれも大学HPで公開されている。1年生を対象とした講義や学生参加カリキュラム委員会を通して、3つのポリシーが周知され、年々それらの理解が深まる傾向がうかがわれる。

<提言>

(1) 長所

- ・ディプロマポリシーおよびコンピテンス・コンピテンシーに関して、重要なステークホルダーである歯科医療施設から意見徴収を行うなどの妥当性検証を行っている点は高く評価できる。

(2) 特色

・

(3) 検討課題

・

(4) 是正勧告

- ・「検討及び改善が必要な点」に記載のある学習成果の把握方法と学位授与方針の関係性をより明確にする方略については、2020年に実施された認証評価においても指摘されておりますので、早急にご検討いただきたい。また、それらを周知するための方略として教育要項への掲載などもあわせてご検討いただきたい。

項目：教育課程の編成・実施

評価の視点	評価のポイント
<p>2-3 教育課程の編成・実施方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、歯科医師として求められる基本的資質・能力を養成するための教育課程を体系的に編成し実施していること。</p> <p>(1) 社会の変化に対応できる知識・技能を養成し、学士課程教育として、幅広く深い知識・教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための科目を適切に配置していること。</p> <p>(2) 歯学教育モデル・コア・カリキュラムの内容を包含していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施方針に沿った適切な授業科目の体系的な配置 ・カリキュラムの体系的性、学生が修得すべき知識・技能との関連性を可視化する仕組み(例えば、カリキュラムマップの策定など) ・準備教育の充実 ・独自の教育カリキュラムの編成とその適切性 ・医療人育成に向けた各大学の特色ある講義・実習 ・「モデル・コア・カリキュラム」と「アドバンスド・カリキュラム」のバランスに配慮した組合せ ・リサーチマインドの涵養、グローバル人材の育成に配慮した教育課程の編成
<p>2-4 教育課程を実施するにあたって、適切な授業形態や方法が用いられていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティブラーニング講義、少人数グループ教育、問題基盤型あるいは症例基盤型学習(臨床推論)、相互学習、体験学習、実験、臨床見学、臨床技能教育(シミュレーション教育)、臨床実習、地域実地経験、遠隔授業や WEB を活用した学習、研究室配属、学会等での研究発表など、多彩な教育方法の実施
<p>2-5 授業の目的及び到達目標が明示されたシラバスを作成し、それに基づいた授業を行っていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・時間割の明示 ・適切な内容で構成されたシラバスの整備及び明示 ・授業内容とシラバスとの整合性の確保
<p>2-6 歯学教育の実施に必要な教育施設・設備、支援体制が適切に整備されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・講義室、実習室、スキルスラボ、図書館(図書室)等の歯学教育に必要な施設・設備の整備 ・談話室、自習室、コンピュータ室等の学生の自学自習に必要な施設・設備の整備 ・履修指導、予習・復習等の相談・支援 ・成績不振者への指導体制 ・歯学教育(学士課程)が行う経済的支援制度 ・歯学教育(学士課程)が行う進路選択・キャリア形成に関する相談・支援

<概評>

ディプロマポリシーおよびコンピテンス・コンピテンシーに基づいたカリキュラムポリシーが定められている。歯学教育モデル・コア・カリキュラムとの整合性をとりながら、カリキュラムポリシーに則った教育課程を編成し、教育要項などへ掲載している。また、学位取得までの教育課程の体系的に視覚化したカリキュラムマップを定め、教育要項へ掲載し、学生にわかりやすく示している。

＜提言＞

（１）長所

- ・グローバルな人材育成を目的としたハーバード大学での臨床実習プログラムに加え、発展途上国における医療支援などのボランティア活動を実施している。
- ・到達目標だけでなく、到達目標に対応するモデル・コア・カリキュラム番号を教育要項に明示している。

（２）特色

- ・医系総合大学の特色を生かした多職種連携教育科目（IPE）が複数年の学年に設置されている。
- ・3学年と4学年で行われる臨床コース教育では、診療の流れを意識したコースを順次性をもって実施する優れたカリキュラムである。さらに、臨床コース教育の先進歯科医学や口腔インプラント学等では、高度な技術や近年著しく発達した技術等の講義・実習を多く盛り込んでいる点も評価できる。

（３）検討課題

- ・社会の変化に対応するために医療情報リテラシーの講義を新たに加えた点などの新たな取り組みを強調して記載にした方がよいと思いました。
- ・「視点2-4」において、遠隔講義やWebを用いた学習に関する記載がありませんでした。特に歯学部は内丸と矢巾の2つのキャンパスがありますので、遠隔講義やWebを用いたキャンパス間の教育や学習支援の取り組みなどがありましたら記載してはいかがでしょうかと思いました。

（４）是正勧告

- ・

項目：臨床実習体制

評価の視点		評価のポイント
2-7	診療参加型臨床実習の管理運営体制が整備されていること。	・臨床実習の管理運営体制
2-8	診療参加型臨床実習の指導歯科医の条件が明示され、十分な教員数が配置されていること。	・診療参加型臨床実習を担当している指導歯科医数及び臨床教授等の数 ・診療参加型臨床実習の指導歯科医の要件(例えば、臨床経験年数、専門学会の専門医、認定医の資格、指導歯科医講習会受講の有無、共用試験の評価者資格など)の明確化
2-9	患者に臨床実習の意義が説明され、患者の同意が確認されていること。	・患者への説明 ・患者の同意書の取得
2-10	臨床実習に必要な施設・設備を整備していること。	・臨床実習用歯科ユニット、臨床実習用技工室、シミュレーター室等の臨床実習に必要な施設・設備の整備

<概評>

臨床実習を行うことができる知識・技能・態度が備わっているか否かを共用試験（CBT と OSCE）と統括試験で判定し、これらの試験に合格した学生に対して、Student Dentist 認定証の授与を行っている。第 5、6 年次に行う臨床実習 I では歯科医療センター外来で患者を診察する前に必要な最終確認を行うと共に PBL を取り入れている。臨床実習 II では、診療参加型臨床実習を積極的に推進するとともに、成績優秀者がハーバード大学をはじめとした国内外の大学や診療施設での更なる臨床研修に参加することを可能としている。臨床実習 III では、歯科医学、歯科医療知識の統合化ならびに歯科医師としての思考力の養成に努めている。更に 6 年生では学部間連携教育を実施しているが、その現状については情報の更新が必要と考えられる。臨床実習の管理は、臨床実習委員会と臨床実習運営委員会が担っているが、その所掌や役割分担に関する記載はない。

各分野の教員の選考に関しては、岩手医科大学規程集歯学部教員選考基準に則り、教員の実力・資質を設定し選抜を行っているが、臨床経験に関する基準が不明確である。診療参加型臨床実習を行うために必要な指導歯科医数は 59 名、臨床教授数は 16 名であり、学生数に対して十分な教員数が配置されている。指導歯科医の資質向上には、ワークショップと教務研修会を開催しており、また、研究活動、教育活動、組織活動、社会活動および診療活動についての「教育職員職務実績評価（教員評価）」を平成 16 年度より毎年実施し、本人にフィードバックして、改善するための指針となることを目指している。

診療参加型臨床実習に参加する患者には、診療開始前に口腔総合診療科・総合歯科外来における診療参加型臨床教育に関する案内と説明を行い、同意書への署名が得られた後、学生の診療参加を開始している。しかしながら、患者に対して臨床実習の意義がどのように説明されているかについて明確な記載がない。歯科医療センターには、臨床実習用歯科ユニット、臨床実習用技工機およびシミュレーターが設置・整備されている。

<提言>

(1) 長所

- ・学生数に対して十分な教員数が配置され、教員向けの研修会に加え、教員評価が行われており、改善に努めていることは長所と考えられる。
- ・歯科医療センターにおいて、臨床実習用歯科ユニット、臨床自習用技工机およびシミュレーターが設置されており、環境が整備されていることは長所と考えられる。

(2) 特色

- ・臨床実習 II では、成績優秀者がハーバード大学をはじめとした国内外の大学や診療施設でのさらなる臨床研修に参加することができることは、学生のモチベーション向上にも繋がり大きな特色と考えられる。

(3) 検討課題

- ・文章に関して下記の訂正を必要とする。
 - P18 1行目 「知識・技能・態度が備わっているか否かは」が重複している
 - P18 5行目 認定証「を」している
 - P18 13行目 認定証「を」受けた
 - P18 29行目 討議「を」実施し
 - P20 14行目 「すく案センター」？
 - P20 下から2行目 臨床自習に必要「な」
- ・評価の視点 2-7 において、6年生の科目として、「医学部、歯学部、薬学部との三学部合同セミナーを実施している」との記載があるが、2020年は、看護学部を含めた4学部合同セミナーとして実施されている。

(4) 是正勧告

- ・評価の視点 2-7 において、「臨床実習の管理は、各担当科目のライター長が参加する臨床実習委員会と各科目の担当分野長が参加する臨床実習運営委員会を月に一度開催し臨床実習の運営を検討し、教授会の承認を得て運営を行っている」との記載があるが、臨床実習委員会および臨床実習運営委員会の所掌や役割分担に関する記載がなく、臨床実習の管理運営体制が不明確である。
- ・評価の視点 2-7 および 2-8 において、各分野の教員の選考に関しては、岩手医科大学教員選考指針（岩手医科大学規定集歯学部教員選考基準）に則り、教員の能力・資質を設定し選抜を行っている」とされているが、「岩手医科大学歯学部教員(教授、准教授、講師、助教)選考基準」には、臨床経験（診療参加型臨床実習の指導歯科医の資質と要件）に関する基準の記載がない。
- ・評価の視点 2-8 において、臨床経験年数、専門学会の専門医、認定医の資格、指導歯科医講習会受講の有無、共用試験の評価者資格等の要件に関する状況の説明がない。
- ・評価の視点 2-8 において、「臨床実習の意義」が患者に説明されているか、明確な記載

がない。

項目：臨床能力向上のための教育

評価の視点	評価のポイント
2-11 臨床実習開始前に学生の知識・技能・態度の評価を行い、診療参加型臨床実習を行う学生の質の担保を図っていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床実習開始前に達成すべき基本的態度・知識・技能の到達目標の設定とその評価 ・臨床実習開始前の共用試験の利用方法 ・共用試験の成績の把握
2-12 患者の安全に配慮しつつ、臨床能力の向上のための教育カリキュラムを整備していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床実習用シラバスの整備及び明示 ・臨床実習の内容 ・臨床実習の形態(固定実習型、ローテイト実習型、ハイブリッド型など)
2-13 診療参加型臨床実習に十分な実習時間を定め、実践していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生1人あたりの担当患者数や自験数、介助数、見学数等に配慮した実習時間の設定・実施 ・自験が十分にできなかった際の補完教育の実施
2-14 卒業時の臨床能力が明示され、診療参加型臨床実習において修得した能力を評価するシステムを有し、臨床能力を担保していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床実習用シラバスに記載された成績評価の基準・方法 ・臨床実習終了後の評価方法 ・Post-CC PX の利用方法と成績の把握 ・臨床研修との連続性に配慮した臨床実習終了時に修得すべき臨床能力(ミニマムリクワイアメント)の設定・評価
2-15 診療参加型臨床実習に際して、医療事故防止、感染対策等に関する医療安全教育が行われていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生に対する医療安全教育、個人情報保護に関する講義やセミナーの実施及びその時期 ・診療参加型臨床実習に関するマニュアルの整備 ・実習に際しての学生の保険加入状況

<概評>

第1 学年からカリキュラムポリシーに従い、「患者中心の歯科医療を実現するために」歯科医師として身に着けるべき態度について教育を行っており、学年が進むと受付から診察外来までの患者案内を経験することで「患者や家族との良好な人間関係の構築に必要なコミュニケーション」を実践的に習得できるよう配慮している。3、4 学年の2 年間ににおいて9 コースからなるカリキュラムを実施することで、臨床実習開始前に「科学的根拠に基づいた診断と歯科診療計画を考案する」能力を習得できるようにしている。これらの各臨床コースでは中間と期末に筆記試験ならびに模型を用いた技能試験を実施することで基本的態度、知識、技能の評価を行っている。また、過去に学んだ知識に臨床実習開始前に達成しているかを第4 学年末時点でコンピュータを用いた総合試験で確認し、進級成績評価の一部としている。しかしながら、到達目標がどの様に設定され、それが適切に評価されているのか不明確である。共用試験については、基準点取得を進級要件の一部としており、その成績の把握を毎年度実施し、CBT については例年全国平均との比較データを参考にして、全国平均に満たない弱点領域の解消を図っている。

臨床実習用シラバスとしては、臨床実習必携を作成し、臨床実習生全員に配布し、熟読を義務としている。臨床実習の内容としては、口腔総合診療科・総合歯科外来（学生歯科診療室）を設置し、診療参加型臨床実習を行っている。臨床実習の形態は、ローテイト実習型と学生が自由に診療参加型実習を行える実習日を設けたハイブリッド型としている。

第5学年の臨床実習は、実習実日数として179日間で割り当てられており、約10年間の平均において学生一人当たり3.07人を担当している。しかしながら、平成28年度の臨床実習における、自験例、介助例、見学例の割合は示されているものの、学生1人あたりの担当患者数や自験数、介助数、見学数等の状況が不明であり、実習時間の設定・実施が適切に配慮されているか不明である。学生歯科診療室で担当となった患者で全分野の目標症例数が達成できない場合は、各専門外来での実習で、指導医の指導の下、自験や介助、見学を行い目標達成に努めている。さらに専門外来での症例数を加味しても目標達成しない処置においては、技術習得補完を目的としてシミュレーター実習を行っている。

臨床実習必携には、各科目でのアウトカムとしての教育成果が明記されており、臨床実習と臨床研修の進行状況については、ログブックにより管理している。しかしながら、診療参加型臨床実習において修得した能力をどのように評価しているのか不明である。臨床実習生の実習終了後の臨床能力を判定するために、自験例、介助例、見学例を点数化して経験数を数値化している。更に各科目の定めた習得必要項目について、観察記録、課題レポート、筆記試験、多肢選択試験、口頭試問、模型試験を組み合わせ、能力評価により教育成果の判定を行っている。臨床実地試験（CPX）と一斉技能試験（CSX）は令和2年度よりを実施し態度・知識と技能評価を行っている。CPXとCSXの合格は臨床実習の修了要件として合格を必須としている。臨床実習の各科目のミニマムリクワイヤメントには、臨床研修の「基本習熟コース」において身に付ける能力が盛り込まれており、臨床研修への連続性が確保されている。

臨床実習開始前に医療過誤、医療事故防止、感染対策についての講義を行っており、更に臨床実習開始時期のオリエンテーションで院内感染予防、医療事故防止について講義を行っている。臨床実習中に岩手医科大学附属病院総合安全教育プログラム研修を2回以上受講することが義務付けられ、教育プログラムでは受講後に理解力判定テストが課されている。岩手医科大学附属病院の医療安全マニュアル、感染対策マニュアルが臨床実習生に配布されている。教員の管理下での実習中の学生の事故等に関しては医師賠償責任保険での対応としている。

<提言>

(1) 長所

- ・第1学年からカリキュラムポリシーに従い、「患者中心の歯科医療を実現するために」歯科医師として身に付けるべき態度について教育を行っており、学年進行により「患者や家族との良好な人間関係の構築に必要なコミュニケーション」を実践的に習

得できるよう配慮している。また、3、4学年の2年間において9コースからなるカリキュラムを実施することで、臨床実習開始前に「科学的根拠に基づいた診断と歯科診療計画を考案する」能力を習得できるようにしている。これらの臨床教育におけるプログラムは適切に整備されており、長所と考えられる。

(2) 特色

- ・臨床実地試験（CPX）と一斉技能試験（CSX）を実施し、態度・知識と技能評価を行っており、CPXとCSXの合格は臨床実習の修了要件として合格を必須としている。このことは特色と考えられ、その評価の適切性の検証に関しては今後の伸長が期待される。

(3) 検討課題

- ・文章に関して下記の訂正を必要とする。
P22 6行目 身に「付」ける
P26 4行目 「ミニ」マムリクワイヤメント

(4) 是正勧告

- ・評価の視点 2-11において、臨床実習までに編成されているカリキュラムが示されているが、それらの科目やコースにおいて、到達目標がどの様に設定され、それが適切に評価されているのか説明が不十分である。
- ・評価の視点 2-13において、第5学年の臨床実習において、学生1人あたりの担当患者数や自験数、介助数、見学数等の状況が不明であり、実習時間の設定・実施が適切に配慮されているか不明である。
- ・評価の視点 2-14において、各科目でのアウトカムとしての教育成果が臨床実習必携に記載されており、実習の進行状況については、ログブックにより管理しているとされているが、修得した能力をどのように評価しているのか不明である。

項目：成績評価・卒業認定

評価の視点	評価のポイント
2-16 成績評価の基準・方法を適切に設定し、あらかじめ学生に明示していること。	・シラバスや学部要覧等における成績評価基準・方法の明示
2-17 設定された成績評価の基準・方法により、成績評価を公正かつ厳格に実施していること。	・成績の告知方法 ・臨床基礎実習等を含む成績評価 ・成績分布等を用いた成績評価の妥当性の検証(例えば、GPAの活用など)
2-18 進級判定基準を設定・明示し、適切な評価・判定を行っていること。	・進級判定基準の内容と周知方法 ・進級判定のプロセス ・関連委員会・教授会における進級判定の実績 ・留年者及び退学者等の状況
2-19 成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。	・学生への成績評価の開示 ・学生からの成績評価に対する問い合わせ制度(不服申し立てを含む)の整備、周知、運用
2-20 学位授与方針に基づき、公正かつ厳格な卒業認定を行っていること。	・修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果を踏まえた卒業認定の基準の明示 ・卒業認定の手続・方法の明示 ・卒業認定における公平性・厳格性の担保

<概評>

進級および卒業判定基準については、教育要項（シラバス）、歯学部試験規程およびその取扱内規に掲載し、明確な基準を周知・公開した上で、進級試験規程、進級判定基準に則って成績評価、進級判定および卒業判定が行われている。

成績評価方法について、各評価の占める割合がシラバスに明示されている。

第3学年後期から第4学年にかけては、臨床科目を横断的に統合した8コース制（カリキュラムマップ、シラバスでは9コースに見えるが）をとっており、受講態度、課題レポート、小試験・演習の成績などを総合的に評価している。

第6学年の総合試験は、総合試験委員会（p33では総合試験ブラッシュアップ委員会となっており正式名称で統一すべき）で2回のブラッシュアップを行うことで試験問題の適正化を行った上で、国家試験出題基準に沿った試験を3回実施し、教育委員会、教務委員会、教授会の議を経て判定を行い、合格となった学生を卒業としている。

<提言>

(1) 長所

- ・第6学年の総合試験では、試験前にブラッシュアップを行い、問題の質を保証し、適正化を行っている。

- ・ディプロマサプリメントの導入を検討していることは評価でき、早期の導入が望まれる。

(2) 特色

- ・第3学年後期から第4学年にかけて、科目横断的に統合したコースを設け、コースごとに態度を含めた総合的な評価を行っていることは評価できる。
- ・臨床実習においてリクワイアメントとして、経験すべき項目、症例数を明示し、技能の達成度を評価していることは評価できる。

(3) 検討課題

- ・知識の領域に結びつく試験は各学年において規程に沿って厳密に行われているが、態度・技能評価や形成的評価に関する記載がほとんどないので考慮すべきである。
- ・DPの達成度に結びつく評価（知識・態度・技能）を行うことを検討すべきである。
- ・総合試験のみならず、全学年の試験において、外部評価（他の科目の教員）による質保証を行うことが望まれる。
- ・単位について p28 では講義・演習は 15 時間または 30 時間、実験・実習・実技は 30 時間または 45 時間をもって 1 単位とするとあるが、シラバスには各科目に時間の記載しかなく、例えば 30 時間の講義が 1 単位なのか 2 単位なのかが明確でないため、学生自身が GPA を把握できない。また、p29 の単位算出方法とも齟齬がある。
- ・シラバスにある 6 年次の成績評価方法として、総合試験 95%、到達度評価試験 5%とあるが、到達度評価試験が何を評価しているのか理解できないため、いかなる試験かについて説明を付けることが望ましい。
- ・6 年次の総合試験における受験資格となる必修試験がいかなる試験かが本文、シラバス（2022 年度 5, 6 年 p226）からは理解できない。また、「シラバスの総合試験における受験資格について（必修試験）」の中に「必修試験、臨床試験の各試験を受験し合格すること」とあるが、この 2 つの試験がいかなる試験か、試験を受ける条件の試験とはどのようなことが外部から見たときに理解しづらいので説明が必要と思われる。
- ・他の学年においても、シラバスに各評価の占める割合は明示されているが、試験の方法が明示されていない（例えば前期試験（40%）といった場合に筆記試験なのか口答試験なのか、論述式か MCQ か、など）。
- ・教育委員会という文言がでてくるが、いかなる組織かの記載がなく、大学規定集にも委員会規程がみあたらない。議事録だけでなく、資料に規程を示す必要があると思われる。また、教務委員会との関係についても記載することが望ましい。
- ・不適切な問題があった場合は採点の採否を担当委員会で審議（p33）とあるが、担当委員会とはどの委員会かを明記すべきである。

(4) 是正勧告

- ・

項目：教育成果の検証

評価の視点	評価のポイント
2-21 学生の学習成果、卒業者の進路状況等を把握・分析し、教育上の成果を検証していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の学習成果(修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果の達成状況)の把握・分析 ・卒業生の進路及び活動状況(例えば、国家試験合格状況及び臨床研修マッチング状況、アンマッチ率、大学院進学状況など)の把握・分析 ・把握・分析結果を踏まえた教育成果の検証
2-22 検証した結果を教育内容・方法の改善に活用していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・検証結果を活用したカリキュラムや授業内容・教育方法の改善事例

<概評>

チューターを配置し、担当する学生に対し個別指導などを行い、到達度の確認や学習意欲の向上につなげている。

筆記試験については詳細な解析を行い、その結果を教職員に周知することで、教育の改善、学生の成績向上につなげている。また、歯科医師国家試験の自学の学生の成績を詳細に解析し、教育の改善に反映している。

学生が委員となっているカリキュラム委員会を年に1回開催し、学生の意見をカリキュラムに反映している。

<提言>

(1) 長所

- ・チューター制による個別指導、5,6年での総合講義などにより、学習の促進を図っていることは評価できる。

(2) 特色

- ・歯科医師国家試験の個々の問題について自学の学生の正答率などを分析することで、学生や科目の弱点を評価し、教員にフィードバックすることで、教育の改善に努めている。

(3) 検討課題

- ・試験成績による教科や学年ごとの検証ではなく、6年間の教育成果を基に、カリキュラム全体を俯瞰し、検証すべきである。
- ・学生の学習成果の把握・分析では、知識のみならず、態度・技能についても把握・分析すべきである。
- ・DPの到達度についても把握すべきで、そのために臨床研修受け入れ施設などからDP到達度評価を受けることが望ましい。
- ・歯科医師国家試験の成果のみならず、留年者数、退学者数にも焦点を当てて、カリキュラムを検証することが望まれる。

- ・カリキュラムにおける PDCA（本文 PCDA になっています）サイクルはカリキュラムの作成・運営の主体となる組織を 1 つ記載することが望ましい。また、図 5-1 内部質保証体系図とも齟齬があるので説明を付け加えることが望ましい。
- ・評価の視点 2-21 の評価のポイント 1 は、1 に主に低学年での試験について、2 にカリキュラム委員会について、3 で高学年での講義について記載されているが、ポイント 1 は学生の学習成果の把握・分析がテーマであり、内容がマッチしていない。

(4) 是正勧告

・

3 学生の受け入れ

項目：学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施

評価の視点	評価のポイント
3-1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受け入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明確にしていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の受け入れ方針の策定 ・学生の受け入れ方針における求める学生像、入学者に求める水準等の判定方法の明示
3-2 学生の受け入れ方針に基づき、入学者の適性を的確かつ客観的に評価するための選抜方法・手続等を設定していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生募集方法と入学者選抜方法の適切性 ・多様な人材に修学の機会を与える視点 ・入学者選抜における入学者の学力の担保
3-3 学生の受け入れ方針や選抜方法・手続等をあらかじめ公表していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の受け入れ方針及び選抜方法・手続の募集要項やホームページ、説明会等を通じた公表方法
3-4 入学者選抜を責任ある実施体制のもとで、適切かつ公正に実施していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜の組織体制 ・入学者選抜の手続の明確化 ・入学者選抜の公正性を確保するための仕組み

<概評>

学位授与方針と教育課程の編成・実施方針に凡そ整合した学生の受け入れ方針を定め、ホームページと学生募集要項において公表している。また、その方針には、それぞれの選抜方法について、入学希望者に求める入学前の学習歴や、求める能力等に関する判定方法が示されている。

学生募集方法と入学者選抜方法の適切性については、学校推薦型選抜（公募制および指定校制）、一般選抜（前期・後期）、大学入学共通テスト利用選抜（前期・後期）のほか、2年次編入の編入学者選抜（前期・後期）を実施し、多様な人材に修学の機会を提供していると判断される。ただし、入学者選抜における入学者の学力の担保については、報告書では、学生の受け入れ方針が繰り返されているのみであり、入学者の学力がどのようにして担保されているかを理解することができない。例えば、学生募集要項によると、学校推薦型選抜の指定校制については調査書の全体の学習成績が 3.8 以上の学力を有する学生を求めているが、公募制については、こうした基準は設定されていない。募集人員は両者を合わせて 15 名であるので、これらの2つの募集枠についての学力設定は、公正性を確保する仕組みにも関係すると思われる。また、学生募集については、授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供がどのようになされているかについても、言及すると良いと思われる。

入学者選抜は責任ある実施体制のもとに行われているが、実施の適切性と公正性については、より具体的な説明を記す必要があると思われる。例えば、教授会の議を経る際に使われる資料に個人情報が含まれないことなどは公正性を確保する仕組みの1つであり、報告

書に組み入れることが望ましいと思われる。

<提言>

(1) 長所

・

(2) 特色

- ・ 多様な人材を受け入れるために設定している編入学制度は、学術研究の高度化や社会・経済構造等の変化に対応しいく仕組みとして重要と思われる。

(3) 検討課題

- ・ 入学者選抜における学力の担保がなされているか、特に学校推薦型選抜の公募制において、報告書からは判断できない。これは公募制と指定校制の2つの選抜方法間の公正性にも関係する。こうした状況は、学校推薦型選抜に関する学生の受け入れ方針と、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針との関係が、一般選抜に比べると不明瞭であることに起因すると思われる。学生の受け入れ方針や選抜方法の見直し時等には、この点を検討・改善する必要がある。

(4) 是正勧告

・

項目：定員管理

評価の視点	評価のポイント
3-5 入学定員（募集人員）に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。	・以下の比率や動向を注視した適正な定員管理 ‣入学定員（募集人員）に対する入学者数比率 ‣収容定員に対する在籍学生数比率 ‣志願倍率と実質競争倍率の乖離

<概評>

大学基準協会の指針では、学士課程全体の収容定員充足率が 0.90 未満で改善課題、0.80 未満で是正勧告とされている。入学定員（あるいはそれを公的に減じた募集人員）に対する充足率についても、定員未充足の場合は同じ基準である。岩手医科大学歯学部の入学者数は 73 名であるが、文部科学省からの要請により、平成 23 年度以降の募集人員を 57 名としている。最近 5 年間の募集人員に対する定員充足率は 0.70～1.04 であり、1.00 を超えたのは 1 年、是正勧告にあたる 0.80 未満となったのが 2 年、残る 2 年も改善課題となる 0.90 未満である。また、最近 5 年間の収容定員充足率は 0.71～0.80 であり、平成 29 年度を除いて是正勧告に該当するレベルである。定員管理についての努力は認められるが、入学定員（募集人員）に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率の両者について、かなり思い切った工夫が必要と思われる。

なお、上記の大学基準協会の指針等は同協会のホームページで確認できるので参照されたい：

大学基準協会「評価に係る各種指針」（令和 4 年度大学評価用）

<https://www.juaa.or.jp/upload/files/accreditation/institution/standard/2022.03/資料>

04%E3%80%80 評価に係る各種指針（令和 4 年度大学評価用）.pdf

<提言>

（1）長所

・

（2）特色

・

（3）検討課題

- ・募集人員を減じた状態においても、入学者の定員充足率が改善課題や是正勧告のレベルとなる年が多く、例えば、前項目の編入学制度（編入学者選抜）のような工夫を重ねて、0.90 以上の定員充足率を維持できるようにする必要がある。

(4) 是正勧告

- ・最近5年間の収容定員充足率(0.71~0.80)は深刻な状況であり、より強力な改善策を早急に講じるべきである。報告書の「改善のプラン」にもあるように、受け入れ時のみならず、入学後の学生の状況分析とフィードバックも強化し、PDCAサイクルを回していくべきである。

4 教員・教員組織

項目：教員組織の編制

評価の視点	評価のポイント
4-1 教員組織の編制方針を策定していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・教員組織の編制方針の策定 ・教員に求める能力・資質の設定(選考基準) ・教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織の全体的な設計(デザイン)
4-2 教員組織の編制方針に基づき、教育研究活動の実施に必要な教員を配置していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・教員組織の編制方針に沿った教員組織の編制 ・教授、准教授、講師、助教の比率と適切な配置 ・診療参加型臨床実習に必要な資質・要件を持つ教員の配置
4-3 学生数に対する専任教員の比率が適切であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生数に対する専任教員の比率を踏まえた教育環境の適切性
4-4 持続可能性や多様性(性別、国籍等)に配慮して教員が適切に構成されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性教員、外国人教員の比率に配慮した教員組織の編制
4-5 歯学研究を遂行し、将来の歯学研究を担う人材育成のため高い研究力を有していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究に対する歯科大学・歯学部の考え方(方針) ・組織としての競争的研究資金の獲得状況(科学研究費補助金を含む) ・組織としての研究に対する第三者からの評価
4-6 教員の募集・採用・昇任を適切に行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の任用に関する規程の整備 ・教員人事の手續における透明性と適切性の担保 ・公募制、任期制等の教員組織を活性化させる仕組みの導入

<概評>

「岩手医科大学運営方針と中長期計画2017-2026」に示された岩手医科大学教員組織編成方針に則り、教員組織が編制されている。教員の選考基準については、「岩手医科大学教員選考指針」に則り、教員の能力・資質を設定している。教員組織の全体的な設計については、統合基礎部門、臨床系部門ならびに医療系教育学担当部門を設置しており、臨床系部門についてはHarvard大学のカリキュラムを参考にしたコース制教育を中心としたカリキュラムデザインに則した講座配置がなされている。医療系教育学担当部門としては口腔医学講座歯科医学教育学分野が設置されており、歯学部長が主任教授を兼務し、学部内教育の包括的分析と向上のための企画を行っている。

統合基礎部門の編制は、学体系を基盤として構成されている。臨床系部門については学体系を基にして編制されているが、講義・実習においては実際の臨床場面の時系列に即し

た体系に再構成している。歯科医師国家試験出題基準の制度改善検討部会報告書に挙げられた課題に対応する編制の取り組みも行われている。教授、准教授、講師、助教の比率については適切に配置されており、診療参加型臨床実習を中心とした臨床実習を実施する教員として専門的知識を有するものを59名配置している。加えて、本学において豊富な臨床と教育の経験を有する学外の歯科医師を臨床教授として採用している。

学生数に対する専任教員の比率については大学設置基準を上廻っており、キャンパスと医療施設が10kmを隔てて位置する教育環境をカバーしている。

歯学教育担当分野の女性教員は准教授4名、講師が3名であるが、教授は0名である。また、外国人教員については特任講師1名と助教1名の計2名が在職している。

研究に対する歯学部の考え方（方針）については、「岩手医科大学 運営方針と中長期計画2017-2026」の「V. 研究活動」に明記されている。組織としての競争的研究資金の獲得状況は、科学研究費補助金のいずれの種目においても、過去3年間獲得率が全国平均を下回っている。その他の競争的研究資金については、令和元年度に2件、令和2年度に1件、令和3年度に1件の獲得はあるものの少数である。大学院歯学研究科における内部質保証の推進を担当する機関として大学院歯学研究科教務委員会と大学院歯学研究科委員会が、これに対して評価し提言を行う組織として歯学部教育評価委員会があり、内部質保証を推進していく体制を構築している。歯学部教育評価委員会は、歯学部教授会が選出する歯学部専任教員に加えて、他学部または教養教育センターから選出される教員、学外の有識者（岩手県歯科医師会からの派遣委員）ならびに学生代表から構成されている。

教員の任用に関する規程については、教員選考に関する内規を定めている。すべての教員人事は選考委員会の審査結果に基づき、教授会により学部としての意思決定がなされている。教授選考は原則として公募制で行われ、准教授、講師についても一部公募を行っている。また、職員職務実績評価（教員評価）規定に則り、歯学部教員評価委員会を組織し、すべての専任教員を教育、研究、診療、組織活動及び社会活動の5分野において評価しているが、この教員評価を教員人事に直接反映させてはいない。大学院歯学研究科の教員に対しては、学生からのアンケートに基づき、教育、指導に関する評価が高い者を「ベストティーチャー」として表彰している。また、研究推進委員会の行う研究業績調査結果から、「歯学部研究業績優秀者」を表彰している。

<提言>

(1) 長所

- ・教員組織として、総合基礎部門と臨床系部門に加え、医療系教育学担当部門としては口腔医学講座歯科医学教育学分野が設置されており、学部内教育の包括的分析と向上のための企画を行っている。また、臨床系部門は学体系を基にして編制されているが、講義・実習においては実際の臨床場面の時系列に即した体系に再構成している。このような工夫が、歯科医師国家試験の合格率の高さに繋がっていると思われる。

- ・岩手医科大学歯学部において豊富な臨床と教育の経験を有する学外の歯科医師を臨床教授として採用することで、診療参加型臨床実習の質の向上を図っている。

(2) 特色

- ・すべての専任教員を教育、研究、診療、組織活動及び社会活動の5分野において評価している。また、大学院歯学研究科の教員に対しては、学生からのアンケートに基づき、教育、指導に関する評価が高い者を「ベストティーチャー」として表彰している。研究業績については、研究推進委員会の行う研究業績調査結果から「歯学部研究業績優秀者」を表彰するなど、教員組織を活性化させる工夫がなされている。

(3) 検討課題

- ・講師以上の歯学部女性教員は7名で全体の12.5%、女性教授は0名と、女性教員が極めて少ない。「改善のためのプラン」に対応策として「就業形態の改善とワーキングスタイルへの職場の理解」が挙げられているが、岩手医科大学歯学部学生における女子の比率が53.1%と半数を超えていることを考慮すると、この対応策に加えて、優秀な女性の卒業生を積極的に教員に採用するような方策も考える必要がある。
外国人教員についても特任講師1名、助教1名と少ない状況である。コロナ禍が続いている状況ではあるが、外国との交流も再開しつつあるので、今後は積極的に外国人教員を採用する姿勢が求められる。
- ・科学研究費補助金のいずれの種目においても、過去3年間獲得率が全国平均を下回っている。対策として、特に若手研究者の獲得率上昇を目指して希望者に学内ブラッシュアップを実施していることは評価できる。しかしながらブラッシュアップ希望者が全申請者の半数を下回ることが多いという状況は、科学研究費補助金獲得に向けての意欲が疑われる。若手研究者の科学研究費補助金獲得に向けての意識を変革する方策が求められる。
科学研究費補助金以外の外部資金についても応募数、獲得数ともに少ないので、今後は応募を増やしていく方策が求められる。
- ・「組織としての研究に対する第三者からの評価」では、大学院歯学研究科での研究活動の適切性については歯学教育評価委員会による第三者的評価が行われているが、それ以外の研究については記載がないので、この点についても言及すべきである。
- ・すべての専任教員について教員評価を実施している点は評価できるが、「検討及び改善が必要な点」および「改善のためのプラン」にも記載されているように、今後は教員評価を任用や昇任に反映させていく方策について議論していく必要がある。
- ・「学生数に対する専任教員の比率を踏まえた教育環境の適切性」で、「図4-3-1 専任教員数と国家試験合格率（3年平均）との関連」「図4-3-2 教員1人当たり学生数と国家試験合格率（3年平均）との関連」を載せているが、わずかな正の相関関係とほぼ無相関のデータであるので、掲載する必要性はないと思われる。文章につ

いても、内容を整理してわかりやすくする必要がある。どの図表の説明をしているのか記載されていないのも不親切である。

- ・「教員組織の編制方針に沿った教員組織の編制」で、「平成18年版出題基準に.」の項目では教育内容について記載されているが教員組織の編制については言及されていないので、加筆する必要がある。
- ・「検討課題」ではありませんが、誤字・脱字が散見されますので、精査をお願いします。

(4) 是正勧告

4 教員・教員組織

項目：教員の資質向上等

評価の視点	評価のポイント
4-7 教員の資質向上を図るための体制を整備していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育内容・方法等の改善を目的とした教員の研修及び研究(FD)を組織的に行う体制 ※大学運営に係る教職員に対する研修(SD)などの仕組みを含む
4-8 教員の資質向上を図るために、組織的な研修及び研究を定期的実施していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・上記FD(SDを含む)に関する活動の実績
4-9 専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等について、適切に評価していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・教員個人による教育研究活動等に対する自己点検・評価の実施 ・教員個人による教育研究活動等の自己点検・評価結果の公表 ・教員の教育研究活動評価システムの構築・実施

<概評>

教務委員会が主体となり、①定期的FDと②教務委員会で抽出された学生教育の問題点を解決するためのFD・WSが随時行われている。学生も参加し、学習者の意見がカリキュラムプランニング、成績評価に反映されている。5～6回/年の頻度でFD・WSが実施され、試験問題の作成や診療参加型臨床実習の質改善に貢献している。FD・WSの資料、纏めは教員に公開されるだけでなく、学会発表も行われている。教員評価委員会ならびに研究推進委員会が教育、研究面の自己点検・評価の結果を纏め、教員個人にフィードバックするシステムが構築されている。評価項目の見直しも教員サイドの意見を取り入れる事で適時実施されている。

<提言>

(1) 長所

- ・全授業アンケート結果に基づいたFDは、学習者の立場に立った授業改善やカリキュラムプラン、学生評価法の見直しなど、教育質改善に貢献している。
- ・国家試験・CBTの問題作成能力の向上を目的としたFDは、定期会開催を重ね問題作成能力ならびにブラッシュアップの質向上に資するものに深化している。

(2) 特色

- ・学生評価に係る試験、臨床技能評価の精度を向上させるための継続的取り組みがなされている。これらの取り組みは、CBT公募問題の採択率が全国大学の常に上位に位置しているなど成果を挙げている。

(3) 検討課題

- ・研修体制の企画、運営が全て教務委員会にあり、開催テーマが試験問題の作成・ブラッシュアップ、臨床技能評価者養成など「学生評価」の分野に偏っている。国家試験

/CBT の成績やカリキュラムプランニングなど教務委員会の関心事に縛られることなく、教員個人の教育スキル向上に資する FD の企画が求められる。ICT の活用による授業改善、アクティブラーニング、学生のメンタルケアなど多岐に渡る FD の開催が必要である。特に採用後間もない教員向けの講演会の立案は急務である。歯学教育学講座などの専門部門が主体となり、他校との FD 共有などを企画し Zoom 配信、録画ライブラリの作成などを実施した方がよい。

- 4-7 の評価ポイントは「FD を行う体制」、4-8 では「FD を実施していること（実績）」ですが、4-7 の記載では体制と実績の両方が同等に混じった印象を受けます。4-7 ではより体制を強調して、4-8 との区別が明瞭になるような記載をご検討下さい。例えば、「岩手医科大学運営方針と中長期計画 2017-2026, IX-4 人材育成基本方針」に従って教務委員会（歯学部対象）や全学教育推進機構（全学対象）が企画・運営を担っている・・・に軸を据えるなど。

（４）是正勧告

5 自己点検・評価

項目：自己点検・評価

評価の視点	評価のポイント
5-1 組織的な自己点検・評価に関する体制を整備していること。	・組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価のための体制構築 ・歯学教育(学士課程)の質保証の仕組みと全学的な質保証の仕組みの有機的な連携
5-2 教育研究活動について組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。	・教員の教育研究活動評価を踏まえた組織的な自己点検・評価の実施 ・定期的な自己点検・評価の実施
5-3 学外の有識者による第三者評価を受けていること。	・機関別認証評価や法人評価等の第三者評価の申請と評価結果の受領
5-4 自己点検・評価及び第三者評価の結果を公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。	・組織的な自己点検・評価結果の公表 ・説明責任を果たすための情報公開における工夫

<概評>

内部質保証のために、組織レベルでは全学的に教学運営会議と全学自己評価委員会を組織し、その規定等を定めている。また、学部レベルでも、教授会と自己評価委員会歯学部専門部会、教務委員会と教育評価委員会を組織し、規定等も整備している。これにより、PDCAを回している。

個人レベルでも教員の活動と能力開発に関する指針を定め、これに従い教員評価を行っている。教員評価に加え、学生による授業評価も行い、複数の指標による教員評価を行い、フィードバックを行うことによる教育の質保証体制を整えている。

第三者評価について、評価の際に指摘された事項に関し、全学自己評価委員会及び教学運営会議が中心となり毎年自己点検評価をおこない、自己点検評価報告書を作成し、改善に反映させている。

自己点検評価及び第三者評価結果はホームページ上に掲載している。

<提言>

(1) 長所

- ・内部質保証を効果的に行うために、全学、学部、教務委員会レベルでそれぞれ実行組織、自己評価組織を構築し、全学で一貫した活動を行っている。また、毎年対象を変えて学内での相互評価体制を構築している。

(2) 特色

- ・全学の組織レベルから教育の質保証レベルに渡る3段階の内部質保証体制を整えている。また、学内相互評価もっており、教育の質保証のための全学的な情報共有が可能になっている。

(3) 検討課題

内部質保証に向けた PDCA サイクルにおける評価(C)に関しチェック項目の再評価等、改善に向けた活動があることが望ましい。

- ・ 教員評価については評価後の改善を念頭に、複数年にわたる評価等、長期的な視点が望まれる。
- ・ 5-1において、評価のポイント（二つ）の記載が表内と＜現状説明＞内とで異なっています。表内のポイントの記載を組み替えて説明する理由を、「評価のポイント1」の前（p74の最後から1行目と二行目の間）に記しては如何でしょうか。或いは表内の記載に従って書き直しても構いません。
- ・ 5-1, 評価のポイント1, p75, 6行目：“後述するような3層構造”とありますが、どこに記述されているかが不明瞭です。「評価のポイント1」内で簡潔に追記すれば、それ以降の理解の助けになると思いますので、ご検討下さい。内容としては、上記の＜総評＞（作業部会が作成した報告書のp22）の1-7行目の記載が参考になると思います。この内容であれば、質保証の仕組みにおける歯学教育レベル—全学レベル間の有機的連関についても言及できます。

(4) 是正勧告

評価の視点 5-2 評価のポイント2において、学内相互評価について、研究科も行っているとの記載があるが、学内相互評価は学士課程のみについて行っているため、次回以降、訂正されたい。また、評価システム本文中でも、研究科の記述があるが、同様に訂正されたい。

項目：結果に基づく教育研究活動の改善・向上

評価の視点	評価のポイント
5-5 自己点検・評価及び第三者評価の結果を教育研究活動の改善・向上に結びつけていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価及び第三者評価の結果に基づく当該歯学教育課程の活動全般に関する改善・向上を図るための計画の策定 ・当該歯学教育課程の活動全般に関する改善・向上を図るための計画の実行及び具体的な改善事例

<概評>

第三者評価や、毎年行っている自己点検評価、さらには、学内の相互評価の結果に対し、部局ごとに自己点検評価項目にくわえ、毎年改善、向上に向けて取り組んでいる。達成評価についても段階の各レベルでチェックを行い、取り組みは全学で統一的に行っている。具体的改善例について、第三者評価に関しては、時間がかかるものが多いが、対応を行っている。

<提言>

(1) 長所

3段階の内部質保証体制が適切に運用されている。

(2) 特色

歯学部教務委員会と教育評価委員会が互いに教育の質保証に向けてPDCAサイクルを回している。

(3) 検討課題

入学定員に対する入学者比率の改善、留年者数改善について継続的な対応が重要である。

(4) 是正勧告

・評価のポイント1において、機関別認証評価の改善報告書の作成主体は全学自己評価委員会ではない。また、まだ提出はしていないので、訂正されたい。大項目5の現状に対する点検・評価において歯学部レベルに対する評価組織として歯学教育評価委員会があげられているが、この役割は自己評価委員会歯学部専門部会ではないのか、確認されたい。また、研究科の記述があるが、これも今回は不要である。